

平成 2 9 年 第 1 回

各務原市議会定例会議案（追加）

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

議第30号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年3月30日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「金額は」を「金額に」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「、1人につき」を「1人につき」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「、367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「のうち満15歳」を「のうちに15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた各務原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。